

令和7年度 第1回 不動産公売広報

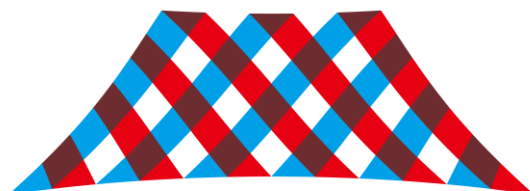
鹿児島市 不動産公売



鹿児島市
ホームページ

公売日： 令和7年10月29日（水）
場 所： 鹿児島市役所 西別館202及び203会議室
（西別館2階）
担当課： 特別滞納整理課
電話（099）216－1195

あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市

< 目 次 >

	頁
1 公売の概要	1
2 売却財産一覧表	2
3 売却をする財産の買受申込要領	3～ 8
4 公売日の入札手順	8
5 公売財産の明細	9～44
6 様式及び記入例	45
(1) 委任状（様式第2）	46
(2) 共同入札代表者の届出書（様式第3）	47
(3) 共同入札代表者の届出書（様式第3）記入例	48
(4) 入札書（様式第6）記入例	49
(5) 陳述書（様式第7等）	50～55
(6) 陳述書（様式第7等）記入例	56～61
7 関係法令（一部抜粋）	62～64

1 公売の概要

(1) 公売方法	期日入札
(2) 公売財産	売却財産一覧表のとおり
(3) 公売日	令和7年10月29日(水)
(4) 公売の場所	鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市役所 西別館202及び203会議室 (西別館2階)
(5) 入札受付	午前 9時30分から午前10時20分
(6) 公売保証金の納付	午前 9時30分から午前10時20分
(7) 入札説明	午前10時20分から午前10時30分
(8) 入札開始	午前10時30分
(9) 入札締切	午前10時40分
(10) 開札	午前10時41分
(11) 売却決定の日時 及び場所	令和7年11月11日(火) 午前10時00分(※) 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市総務局税務部特別滞納整理課(別館2階)
(12) 買受代金納付期限	令和7年11月11日(火) 午後 2時00分(※)
(13) ホームページ	https://www.city.kagoshima.lg.jp/
(14) 担当課	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市総務局税務部特別滞納整理課 電話(099)216-1195

※売却決定の日時時点で、買受人が暴力団員等でないことが明らかでない場合は、そのことが明らかになった日を売却決定の日、その翌開庁日の午後2時を買受代金納付期限とします。

なお、国税徴収法第106条の2(調査の囑託)の規定による調査について、公売公告に記載された売却決定の日までにその結果が明らかでないときは、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されることがあります。

2 売却財産一覧表

売却 区分 番号	見積価額	財産 種別	財産所在地	消費税	ページ 番号
	公売保証金				
1	3,003,000円	土地付 建物	鹿児島市大明丘二丁目 23番1号	混在財産	9～15
	310,000円				
2	2,870,000円	土地付 建物	鹿児島市谷山中央三丁目 428番地5	混在財産	16～22
	290,000円				
3	3,500,000円	土地付 建物	鹿児島市吉野町 7704番地	混在財産	23～29
	350,000円				
4	8,959,000円	区分所 有建物	鹿児島市鴨池一丁目 56番16—104号 (店舗)	混在財産	30～37
	900,000円				
5	1,284,000円	区分所 有建物	鹿児島市城南町 7番47—1011号	混在財産	38～44
	130,000円				

- (1) 財産所在地は、土地のみの場合は登記簿上の表示で、土地付建物等は住居表示等です。
- (2) 消費税法別表第二（第6条関係）に掲げる財産以外の財産を「消費税課税財産」、同表に掲げる財産を「消費税非課税財産」と「課税財産」の双方を含む財産を「消費税混在財産」といいます。

具体的には、建物が課税財産、土地が非課税財産、土地付建物が混在財産に当たります。

3 売却をする財産の買受申込要領

(1) 買受申込時の注意事項

ア 公売の中止

「公売公告」及び「公売広報」に掲載されている公売財産は、公売直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をご確認ください。

イ 財産の調査・確認

「公図」は、現況と異なる場合があります。

なお、公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせる等の調査を行ってください。

ウ 危険負担の移転時期

買受人が公売財産に係る買受代金の全額を納付したときに危険負担は移転します。

したがって、買受代金の全額納付後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

エ 権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

(7) 農地の場合は、農業委員会又は都道府県知事等の許可

(1) その他法令の規定による登録又は承認、若しくは許可

オ 契約不適合責任

本市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

カ 財産の引渡し

本市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産の撤去、占有者等に対するの明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡しなどは、買受人が行うことになります。

また、公売財産が土地の場合、その境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。

(2) 入札時に必要なもの

入札当日は、次のものが必要になりますのでご持参ください。

ア 公売保証金（公売財産ごとに定めた金額）

イ 身分証明書

本人と確認できるマイナンバーカードや運転免許証、パスポート等顔写真付きの公的機関発行の証明書

法人の場合は、登記事項証明書（商業・法人登記）も併せてお持ちください。

ウ 売却財産が農地等である場合には、農業委員会から交付を受けた買受適格証明書

エ 陳述書（様式第7等）

(7) 本人（法人の場合はその代表者）が暴力団員等ではない旨を陳述しなければ、入札等を行うことができません。

- (イ) 他者から資金の提供を受けて、その他者のために入札に参加する場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（（法人）の役員）に関する事項」を提出してください。
- (ウ) 法定代理人（未成年者の親など）がいる場合は、法定代理人全員分の陳述書を提出してください。
- (エ) 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書を提出してください。
- (オ) 陳述書に虚偽の陳述をした者は、法令により６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処せられます。

オ 免許（許可）証の写し

宅地建物取引業者又は債権管理回収業の営業許可を受けている方は、その免許証又は許可証の写しを提出してください。

カ 委任状（様式第２）

- (ア) 代理人が入札する場合は、委任者の印鑑登録証明書を添付してください。
- (イ) 法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人のために入札する場合は、法人の印鑑証明書及び登記事項証明書（商業・法人登記）を添付してください。

キ 共同入札代表者の届出書（様式第３）

共同買受申込をされる場合は、届出書に代表者以外の共同入札者の実印を押印し、印鑑登録証明書、代表者以外の共同入札者からの委任状を添付してください。

ク 収入印紙（２００円）

入札者が営利法人又は個人で不動産業を営む者の場合、公売保証金の返還を受ける際、領収書に収入印紙（２００円分）を貼付する必要があります。

(3) 買受人の制限

公売には、原則として定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する方は、買受申込みをすることはできません。

- ア 買受人の制限（国税徴収法第９２条）、公売参加者の制限（国税徴収法第１０８条）等の規定に該当する者
- イ 売却財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者
- ウ 暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしない者（国税徴収法第９９条の２）

(4) 入札

- ア 公売財産は「売却区分番号」で整理されていますので、入札書及び陳述書は「売却区分番号」ごとに作成してください。
- イ 入札書及び陳述書には、個人にあつては住民登録上の住所・氏名を、法人にあつては登記上の所在地・商号・代表者の職氏名を記載してください。なお、入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。記載に不備があると、入札が無効になる場合があります。
- ウ 入札時点で陳述書の提出がない場合、入札が無効となります。

エ 入札箱に投函した入札書は、入札時間内であっても書換え若しくは取替え又は入札の撤回はできません。

オ 同一人が同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

カ 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状等を提出してください。

キ 複数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札代表者の届出書等を提出してください。

ク 電話や郵送による入札はできません。

ケ 入札の執行に当たり、入札執行官の指示に従わない場合、退室を命ずることがあります。

(5) 公売保証金の納付

公売保証金の納付は、公売日の9時30分から入札説明開始時刻(10時20分)までに会場で納付してください。

公売保証金の納付が確認できなければ入札できません。

なお、公売保証金は現金又は銀行振出小切手で納付してください。

(6) 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員を立ち合わせて開札します。

(7) 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の入札価額の欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額による入札者に対して行います。

(8) 次順位買受申込者の決定

公売財産の売却区分番号ごとに、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの)による入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

なお、次順位買受申込者が2名以上いるときは、「くじ」で決定します。

(9) 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札を行うことがあります。

(10) 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、「くじ」で最高価申込者を決定します。

ア 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

イ 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その後２年間は公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、入札させないことがあります。

(11) 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、入札終了後直ちに返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

ア 公売保証金の返還を受ける者は、公売保証金返還金領収証書を提示して請求してください。

イ 公売保証金の返還を受ける者が、営利法人又は不動産業者等である個人の場合は、収入印紙（２００円）が必要です。

ウ 最高価申込者等が暴力団員等に該当すると認められ、その決定を取り消した場合は、その者の納付した公売保証金は返還します。

(12) 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定の取消し

最高価申込者及び次順位買受申込者（法人の場合はその役員全員）の身元の調査を鹿児島県警察本部に嘱託（国税徴収法第１０６条の２）した結果、その対象者が暴力団員等であることが明らかになった場合は、最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を取り消します。

(13) 売却決定及び売却決定金額

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第１１３条第２項各号に掲げる日に行います。

売却決定金額は、最高価申込者に係る入札価額をもって決定します。

(14) 買受代金の納付

買受人は売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに買受代金の全額を現金又は銀行振出小切手で納付してください。具体的な手続等は、入札終了後に説明します。

(15) 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。

(16) 権利移転の手続き

買受人は、買受代金の納付後速やかに鹿児島市長に対し権利移転登記の請求を行ってください。その際、次のものを添付してください。

なお、売却財産が農地等である場合には、農業委員会の発行する買受適格証明書又は都道府県知事等の発行する権利移転の許可書若しくは届出受理書が必要です。

ア 固定資産評価証明書

イ 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書（商業・法人登記）

ウ 登録免許税の納付領収証又は印紙

(17) 売却決定等の取消し

以下の場合には、その売却決定等を取り消します。

ア 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる徴収金（市税等）について完納の事実が証明されたとき

イ 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき

ウ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき

(18) 買受申込等の取消し

売却決定された後であっても、法律の規定に基づき滞納処分 of 続行が停止される場合があります。この場合、停止されている間は、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は買受申込を取り消すことができます。

(19) 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、公売に係る市税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は、本市に帰属します。

(20) 小切手による納付

公売保証金及び買受代金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手だけです。この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常振出人、支払人とも同一金融機関です。

銀行振出小切手（見本）

AA01234	全国 1234 1234-567
小 切 手	
支払地 ○○市 (株) ○○銀行○○支店	
¥1,000,000※	
上記の金額をこの小切手と引替に持参人へお支払いください。	
振出日 令和 年 月 日	
振出地 ○○市	
(株) ○○銀行○○支店 支店長 ○○ ○○ 印	

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
②持参人又は無記名であること。
③振出日は入札日から7日以内であること。
④全国手形電子交換所加盟店のものであること。
⑤線引きされていない小切手であること。

4 公売日の入札手順

公売保証金の納付	9時30分から10時20分
入札受付時間	9時30分から10時20分
受付審査時間	9時35分から10時20分
入札説明の開始	10時20分
入札開始	10時30分
入札締切	10時40分
開札	10時41分

※開札後、最高価申込者及び次順位買受申込者の決定を行います。

※入札終了後、代金の納付方法や権利移転に必要な手続きの説明を行います。

5 公売財産の明細

売却区分番号	1	見積価額	3,003,000円	消費税混在財産
		公売保証金	310,000円	
財産の表示	1	所在地 番地 目 積	鹿児島市大明丘二丁目 1739番18 宅地 128.86㎡	
	2	所在地 番地 目 積	鹿児島市大明丘二丁目 1739番19 公衆用道路 92㎡ (持分6分の1)	
	3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	鹿児島市大明丘二丁目 1739番地18 1739番18 居宅 木造セメント瓦葺2階建 1階 57.96㎡ 2階 23.18㎡	
	以上、登記簿による表示			
物件写真				
	南東方から撮影			



北西方から撮影



財産2（公衆用道路）を南西方から撮影

※物件写真は、令和7年8月に撮影したものです。

売却区分番号	1	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、第一種低層住居専用地域、建築基準法第22条指定地域、宅地造成工事規制区域、立地適正化計画区域（居住誘導区域）、屋外広告物規制地域（第2種禁止地域）、土砂災害警戒区域（敷地の一部）、指定建ぺい率50パーセント、指定容積率80パーセント	
接道状況	幅員約4メートルの私道（位置指定道路）に南西向き、幅員約4メートルの共用私道（位置指定道路）に北西向きに、それぞれ約0.3から1.4メートル高く接面。	
地盤・地勢	間口約10メートル、奥行約15メートルの台形の土地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	無し	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	あり
	ガス配管	あり
使用状況等	1 対象物件1は、対象物件3の敷地として使用されています。 2 対象物件3は、昭和54年新築で、居宅として使用されていましたが、令和7年7月現在、居宅その他として使用されていません。	
特記事項	1 当該地は、新たに建物を建てる場合には、がけ規制の対象となるおそれがあります。 2 対象物件3は、外壁一部の剥離・亀裂、室内で雨漏り跡等が確認され、建物の劣化がみられます。	
住居表示等	鹿児島市大明丘二丁目23番1号	
最寄駅等	JR鹿児島駅 約4.5キロメートル 大明ヶ丘中央バス停 約300メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関等へ問い合わせる等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行っておりません。 6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。	

※「物件の概要」「使用状況等」は令和7年7月時点のもので、現況が変動している場合があります。

売却区分番号

1

【位置図（詳細） 1/2500】



【位置図（広域） 1/5000】



※位置図は「かごしま i マップ」を複製したものです。

売却区分番号

1

【地積測量図】

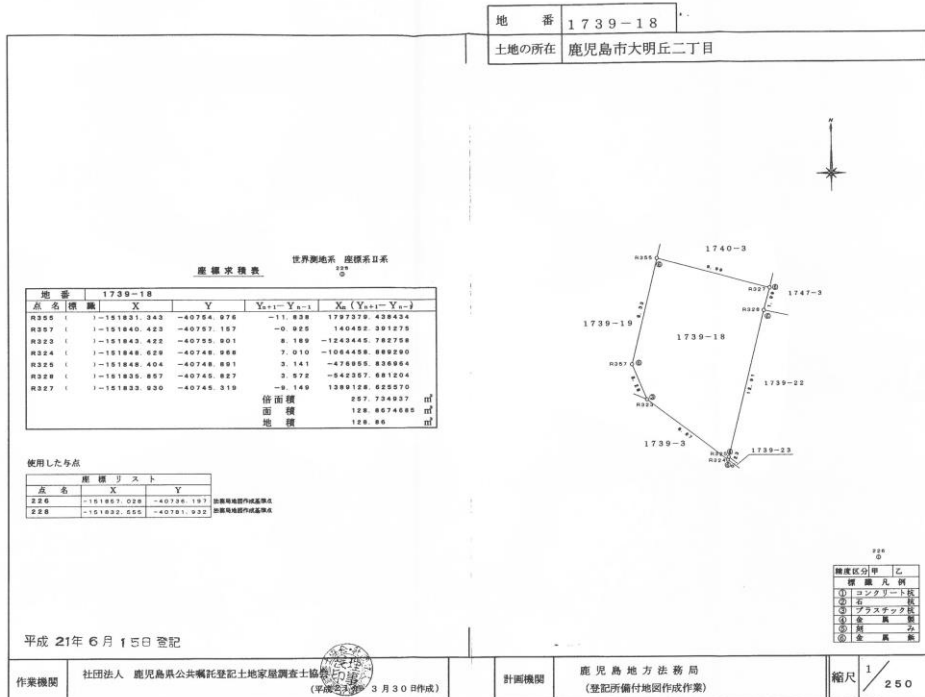
登記年月日：平成21年6月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
この図面は、測量士が作成したものである。

測量士

測量士

測量士



【地積測量図】

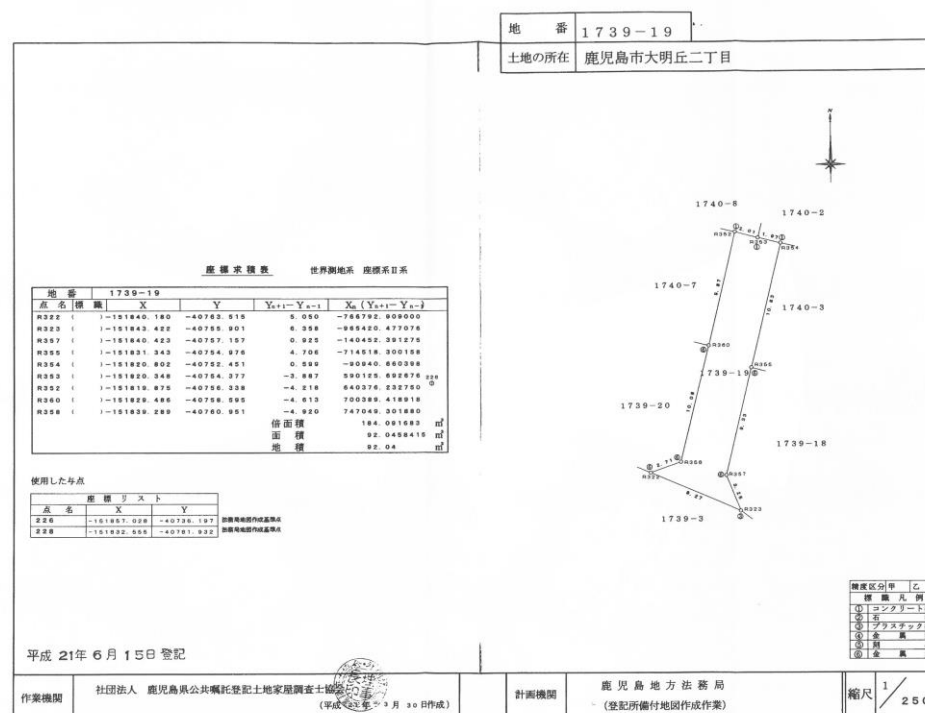
登記年月日：平成21年6月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
この図面は、測量士が作成したものである。

測量士

測量士

測量士



売却区分番号

1

【建物図面 各階平面図】

登記年月日：昭和54年5月1日

これは図面に記録されている内容証明（大書面）である。
昭和54年5月13日 鹿児島市地籍課

登記簿

佐々木桂二

047601

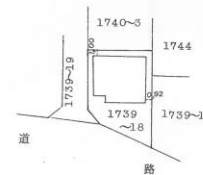
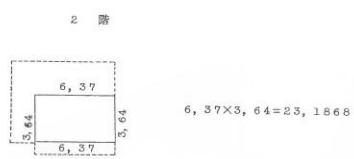
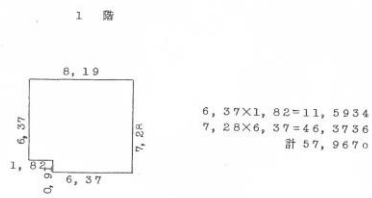
047601 各階平面図

家屋番号 1739番18

建物の所在 鹿児島市吉野町1739番地18

建物図面
各階平面図

大明丘二丁目



54
5
1

売却区分番号	2	見積価額	2, 8 7 0, 0 0 0円		消費税混在財産
		公売保証金	2 9 0, 0 0 0円		
財産の表示	1	所在地	鹿児島市谷山中央三丁目		
		地番	4 2 8 番 5		
		地目	宅地		
		地積	1 3 2. 8 5㎡		
	2	所在地	鹿児島市谷山中央三丁目		
		地番	4 2 8 番 3 0		
		地目	公衆用道路		
		地積	6. 7 2㎡		
	3	所在地	鹿児島市谷山中央三丁目	4 2 8 番地 5	
		家屋番号	4 2 8 番 5		
	種類	居宅			
	構造	木造セメント瓦葺 2 階建			
	床面積	1 階	7 1. 6 3㎡		
2 階		2 8. 8 8㎡			
	以上、登記簿による表示				
物件写真					
	南西方から撮影				



北西方から撮影



財産 2（公衆用道路）を西方から撮影

※物件写真は、令和 7 年 5 月に撮影したものです。

売却区分番号	2	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、第一種住居地域、建築基準法第22条指定地域、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画区域（居住誘導区域）、屋外広告物規制地域（第1種制限地域）、指定建ぺい率60パーセント、指定容積率200パーセント	
接道状況	幅員約2.2メートルの里道に北西向きに、約1メートル高く接面。道路中心振り分けで約1メートル（約9.5平方メートル）セットバックが必要と推定されます。 幅員約1メートルから1.1メートルの私道（対象物件2。行止りで建築基準法上の道路ではない。）に北東向きに接面。	
地盤・地勢	間口約10.5メートル、奥行約13.4メートルのほぼ台形の土地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	無し	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	あり
	ガス配管	あり
使用状況等	1 対象物件1は、対象物件3の敷地として使用されています。 2 対象物件2は、隣接する428番27等と一体で共用私道（幅員約1メートルから1.1メートルの行止りで建築基準法上の道路ではない。）として利用されています。 3 対象物件3は、昭和58年新築で、居宅として使用されていましたが、令和7年7月現在、居宅その他として使用されていません。	
特記事項	1 当該地は、新たに建物を建てる場合には、道路中心振り分けで約1メートル（約9.5平方メートル）のセットバックが必要と推定されます。 2 当該地の敷地の一部は、永田川水系洪水浸水想定区域（0.5メートル未満、0.5メートルから3.0メートル未満）です。 3 対象物件3は、外壁一部の剥離・亀裂、室内で雨漏り跡等が確認され、建物の劣化がみられます。 4 対象物件3には、動産等の残置物があります。 5 対象物件3には、仏壇、遺影等が残置されています。	
住居表示等	鹿児島市谷山中央三丁目428番地5	
最寄駅等	JR谷山駅 約1キロメートル 二号用地入口バス停 約400メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせ等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買	

	受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行っておりません。 6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。
--	--

※「物件の概要」「使用状況等」は令和7年7月時点のもので、現況が変動している場合があります。

売却区分番号

2

【位置図（詳細） 1/2500】

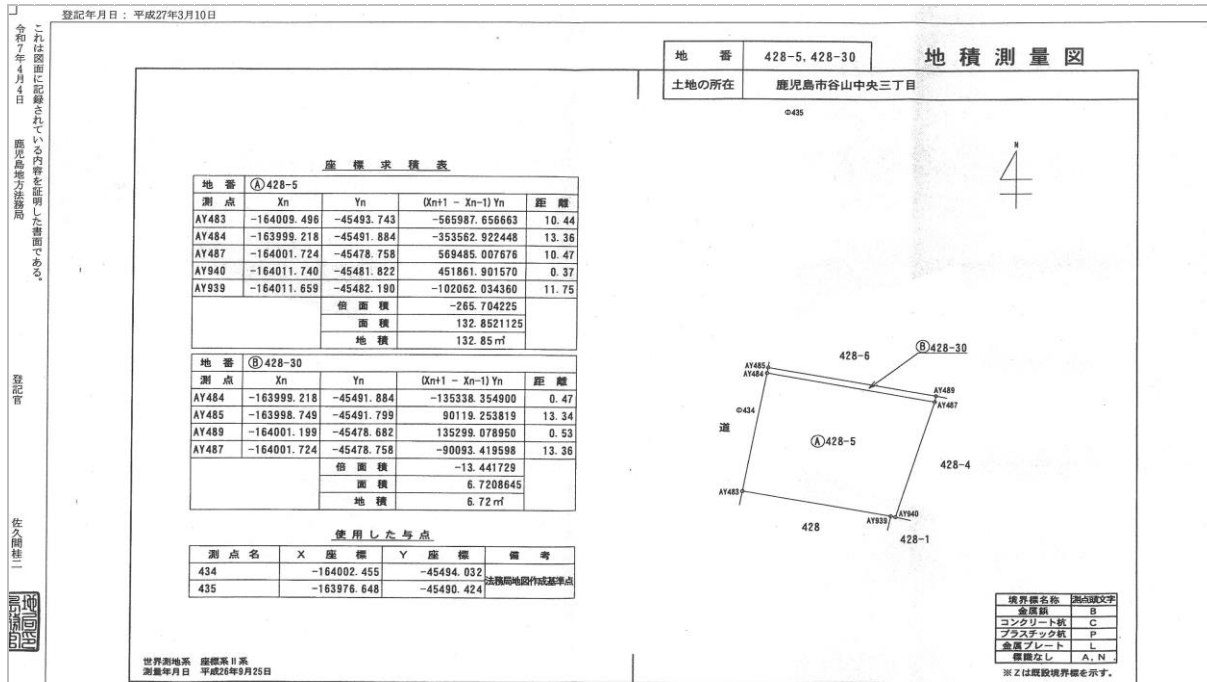


【位置図（広域） 1/5000】

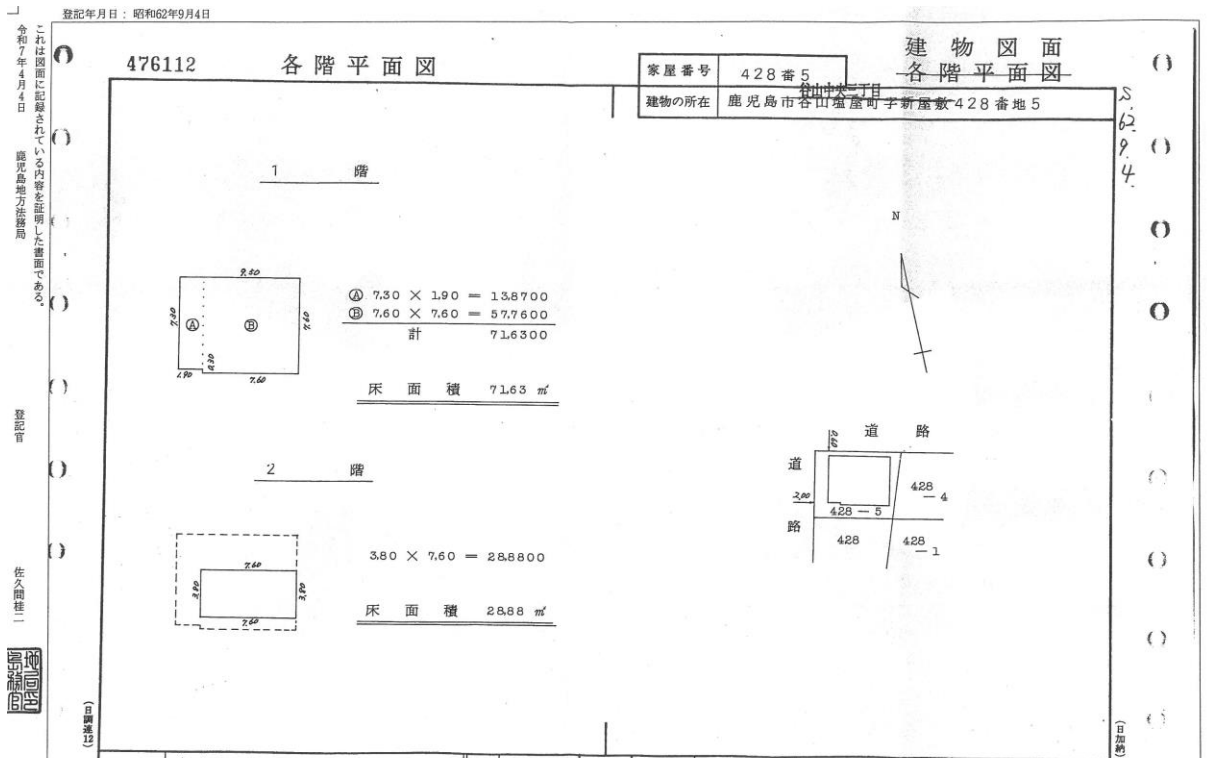


※位置図は「かごしま i マップ」を複製したものです。

【地積測量図】



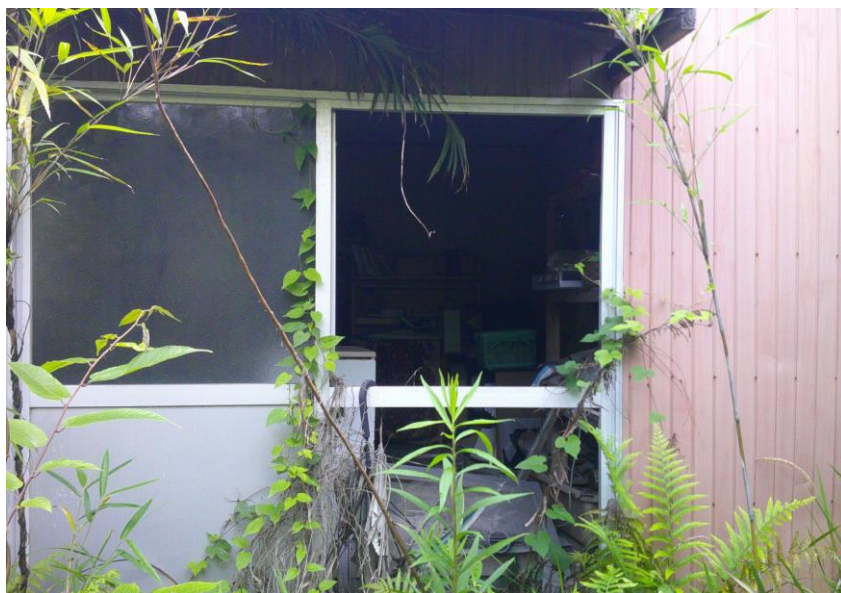
【建物図面 各階平面図】



売却区分番号	3	見積価額	3, 5 0 0, 0 0 0 円	消費税混在財産	
		公売保証金	3 5 0, 0 0 0 円		
財産の表示	1	所 在 地	鹿児島市吉野町		
		地 番	7 7 0 4 番		
		地 目	宅地		
		地 積	3 9 0. 0 8 ㎡		
	2	所 在 地	鹿児島市吉野町 7 7 0 4 番地		
		家屋番号	7 7 0 4 番		
		種 類	居宅		
		構 造	木造セメント瓦葺平家建		
		床 面 積	7 8. 7 5 ㎡		
		〔附属建物の表示〕			
	符 号	1			
	種 類	倉庫			
	構 造	木造セメント瓦葺平家建			
	床 面 積	1 8. 0 5 ㎡			
	以上、登記簿による表示				
物件写真					
					敷地入口を南方から撮影



居宅



倉庫

※物件写真は、令和7年6月に撮影したものです。

売却区分番号	3	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、第一種低層住居専用地域、建築基準法第22条指定地域、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画区域（居住誘導区域）、屋外広告物規制地域（第2種禁止地域）、指定建ぺい率40パーセント、指定容積率60パーセント	
接道状況	幅員約4.5メートルの市道「七社田ノ上線」に西向きに約0から1.5メートル高く接面。	
地盤・地勢	間口約21メートル、奥行約24メートルの不整形の中間画地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	無し	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	未整備
	ガス配管	未整備
使用状況等	1 対象物件1は、対象物件2の敷地として使用されています。 2 対象物件2は、昭和58年新築で、居宅として使用されていましたが、令和7年7月現在、居宅その他として使用されていません。	
特記事項	1 対象物件1は、雑草や樹木が繁茂しており、居宅の南方に石灯ろうがあります。 2 対象物件2は、長期間にわたって放置されており、屋根部分が崩落し、経年以上の劣化がみられます。 3 対象物件2には、動産等の残置物があります。（買受人が残置物を処分することについて所有者の同意を得ています。） 4 対象物件2には、仏壇、神棚が残置されています。 5 附属建物符号1の倉庫は、長期間にわたって放置されており、入口の引戸が破損し、経年以上の劣化がみられます。	
住居表示等	鹿児島市吉野町7704番地	
最寄駅等	JR鹿児島駅 約7キロメートル 七社バス停 約350メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関等へ問い合わせ等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。なお、対象物件2の残置物については、買受人が処分することに所有者の同意を得ています。 4 土地の境界については、隣接地所有者や道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行っておりません。 6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合	

	を含む。)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。
--	--

※「物件の概要」「使用状況等」は令和7年7月時点のもので、現況が変動している場合があります。

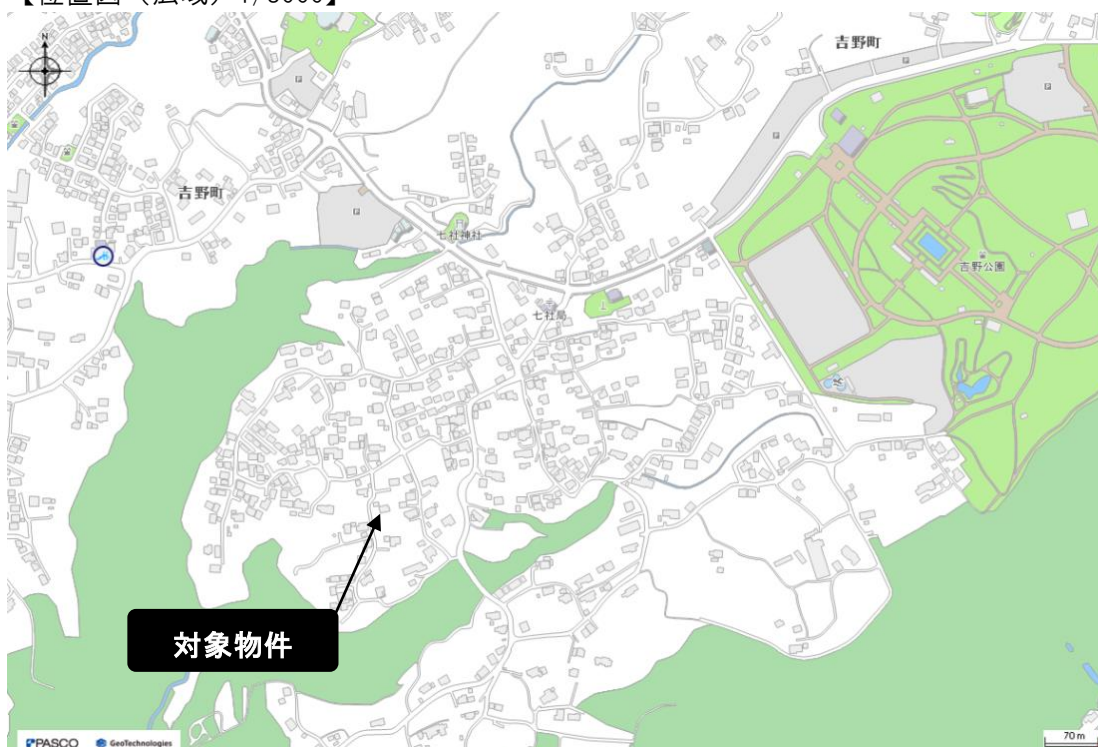
売却区分番号

3

【位置図（詳細）1/2500】



【位置図（広域）1/5000】



※位置図は「かごしま i マップ」を複製したものです。

売却区分番号

3

【公図】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



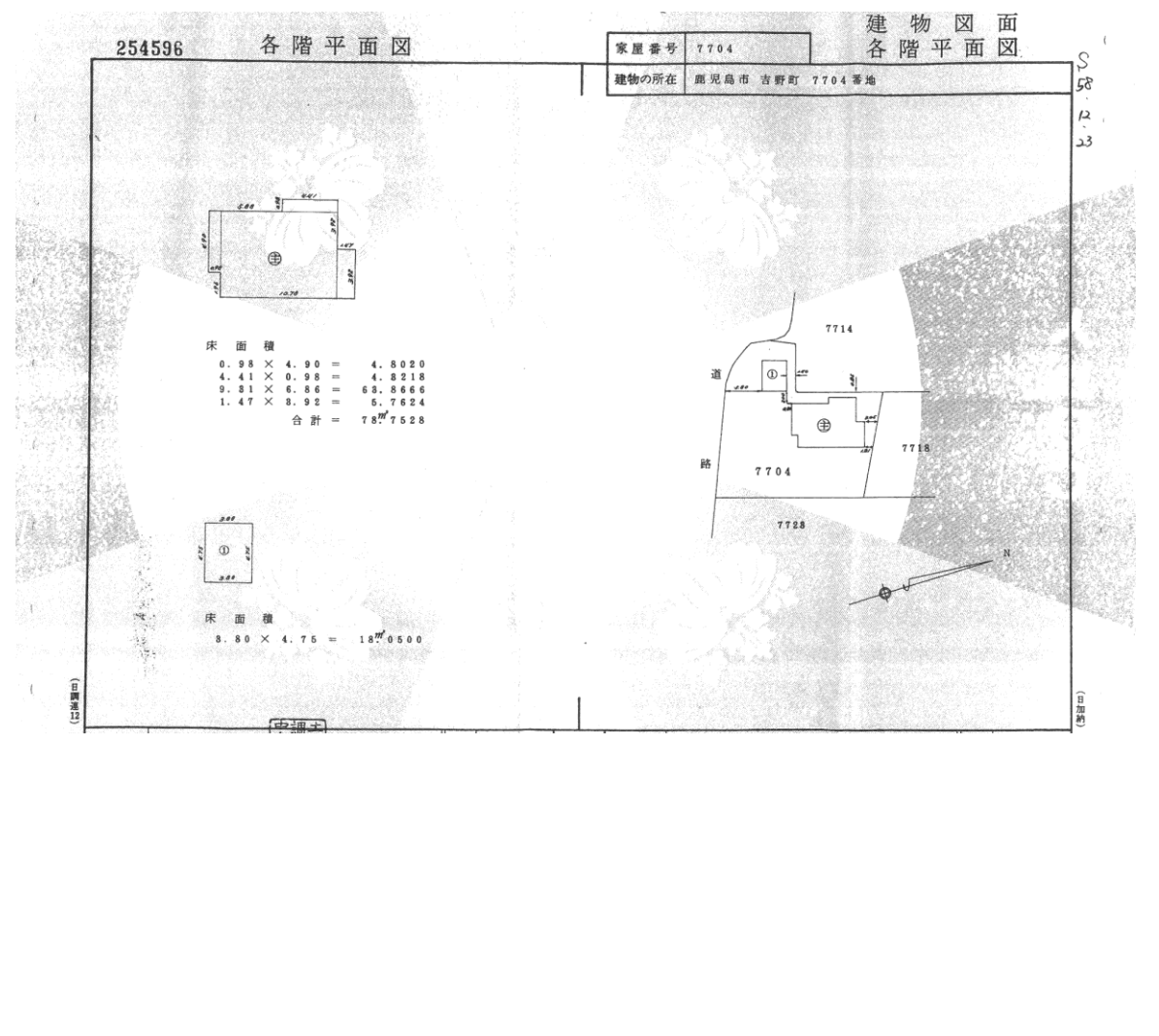
請求部	所在	鹿児島市吉野町				地番	7718番			
出力尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	方位不明	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

売却区分番号

3

【建物図面 各階平面図】



売却区分番号	4	見積価額	8, 9 5 9, 0 0 0円	消費税混在財産
		公売保証金	9 0 0, 0 0 0円	
財産の表示	[一棟の建物の表示]			
	所 在	鹿児島市鴨池一丁目 5 6 番地 1 2		
	建物の名称	朝日プラザ鴨池		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建		
	[敷地権の目的である建物の表示]			
	土地の符号	1		
	所在及び地番	鹿児島市鴨池一丁目 5 6 番 1 2		
	地 目	宅地		
	地 籍	1 0 2 9. 7 4 ㎡		
	[専有部分の建物の表示]			
家屋番号	鴨池一丁目 5 6 番 1 2 の 6			
建物の名称	1 0 4			
種類	店舗			
構造	鉄筋コンクリート造 1 階建			
床面積	1 階部分 4 0. 5 7 ㎡			
[敷地権の表示]				
土地の符号	1			
敷地権の種類	所有権			
敷地権の割合	2 3 万 1 9 0 5 分の 4 3 9 8			
以上、登記簿による表示				
物件写真				
店舗入口を東方から撮影				



室内（理容店として使用中）

※物件写真 1 枚目は令和 7 年 8 月、2 枚目は同年 2 月に撮影したものです。

売却区分番号	4	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、商業地域、第一種住居地域、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域②）、屋外広告物規制地域（第2種制限地域）、準防火地域、駐車場整備地区、基準建ぺい率68パーセント、基準容積率288パーセント（2つの用途に跨るため、概測によって加重平均した。）	
接道状況	幅員約7メートルの市道に南東向き、幅員約4メートルの市道に南西向き、幅員約4メートルの市道に北西向きに接面。	
地盤・地勢	約19メートル×約57メートルのほぼ長方形の土地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	無し	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	あり
	ガス配管	あり
使用状況等	1 対象物件は、平成元年新築の1階部分で、店舗です。 2 対象物件は、令和7年7月現在、所有者が事業用店舗（理容店）として使用しています。	
特記事項	1 対象物件は、管理組合（朝日プラザ鴨池管理組合）が委託している日本ビルサービス株式会社九州支店が管理しており、管理費は月額6,941円、修繕積立金は月額5,715円です。 2 未納管理費等697,153円（令和7年7月時点）は、買受人に承継されます。 3 規約共用部分に駐車場（令和7年7月時点空きなし）、浴室があります。 4 当該地の敷地の一部は、新川水系洪水浸水想定区域（0.5メートル未満、0.5メートルから3.0メートル未満）です。 5 当該物件には、所有者が使用中の動産等があります。	
住居表示等	鹿児島市鴨池一丁目56番16-104号	
最寄駅等	JR郡元駅 約750メートル 中郡バス停 約150メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関等へ問い合わせる等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。 4 マンションに関する事項（管理費等の納入、設備の使用等）については、管理組合と協議してください。 5 土壌汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行って	

おりません。

- 6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

※「物件の概要」「使用状況等」は令和7年7月時点のもので、現況が変動している場合があります。

売却区分番号

4

【位置図（詳細） 1/2500】



【位置図（広域） 1/5000】

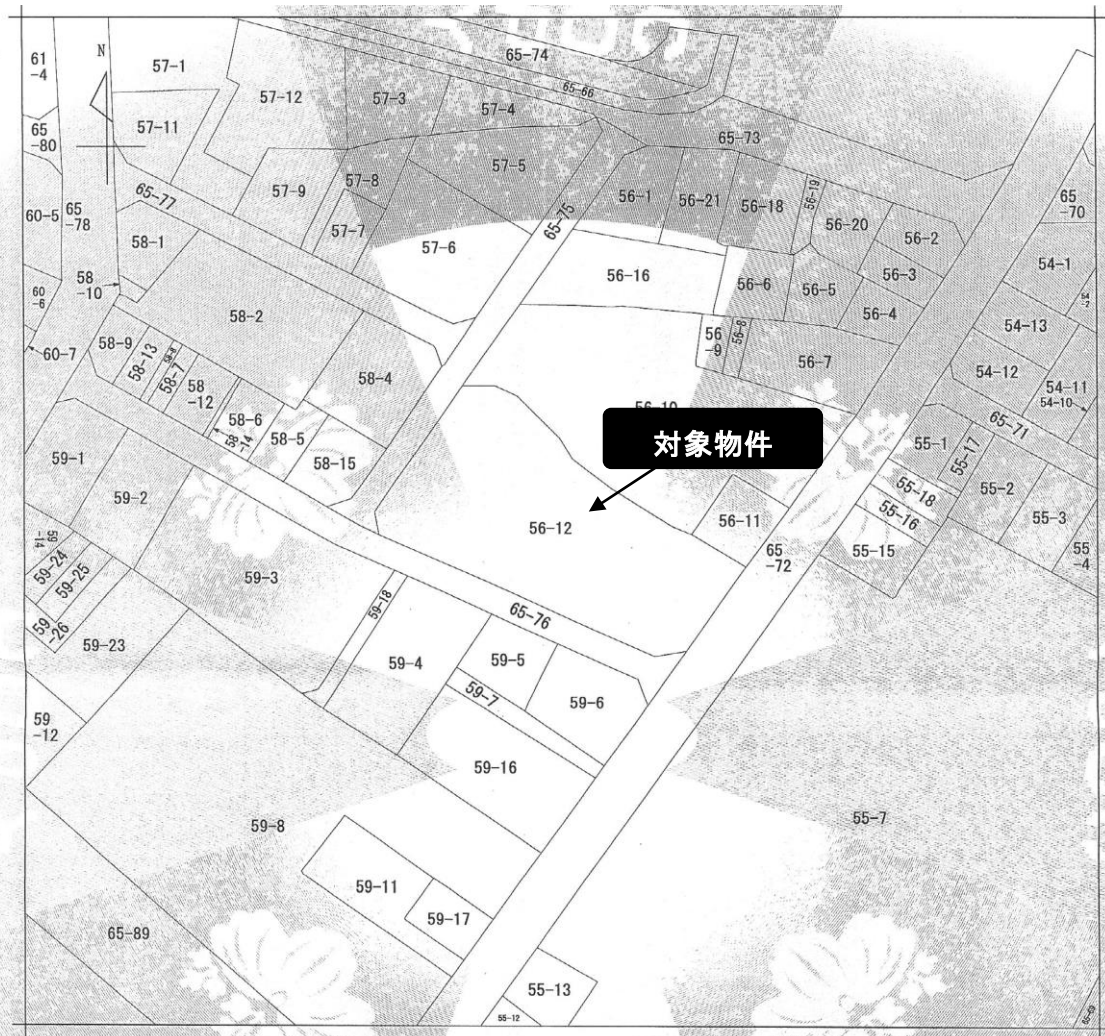


※位置図は「かごしま i マップ」を複製したものです。

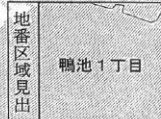
売却区分番号

4

【公図】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



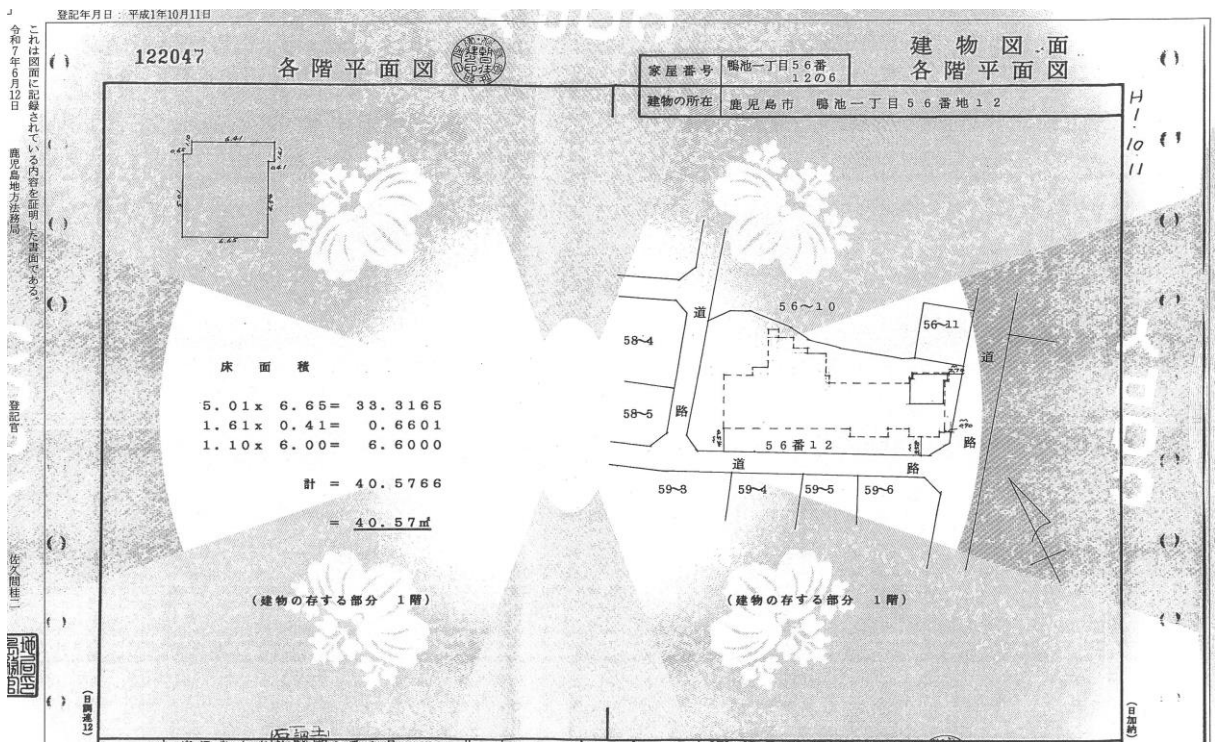
請求 部分	所 在		鹿児島市鴨池一丁目			地 番		56番12		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 番 号 系 文 字 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年月日	昭和51年6月				備 付 年月日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

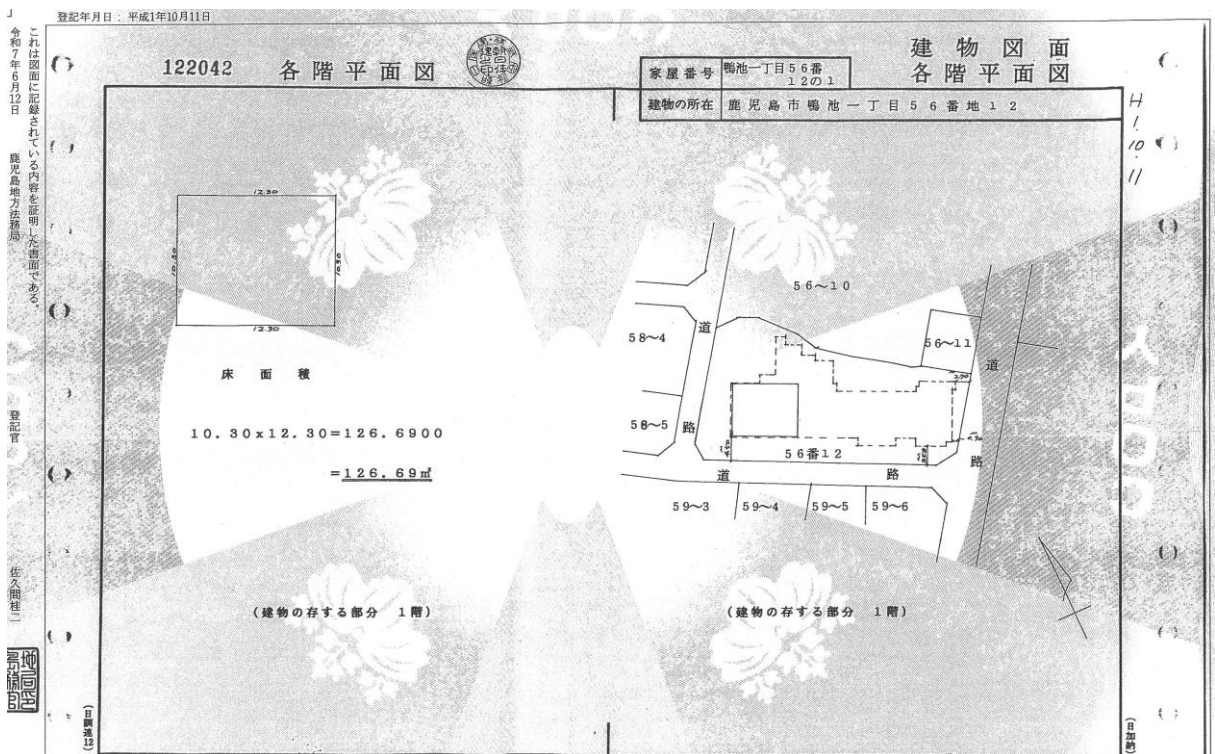
売却区分番号

4

【建物図面 各階平面図】鴨池一丁目56番12の6（店舗）



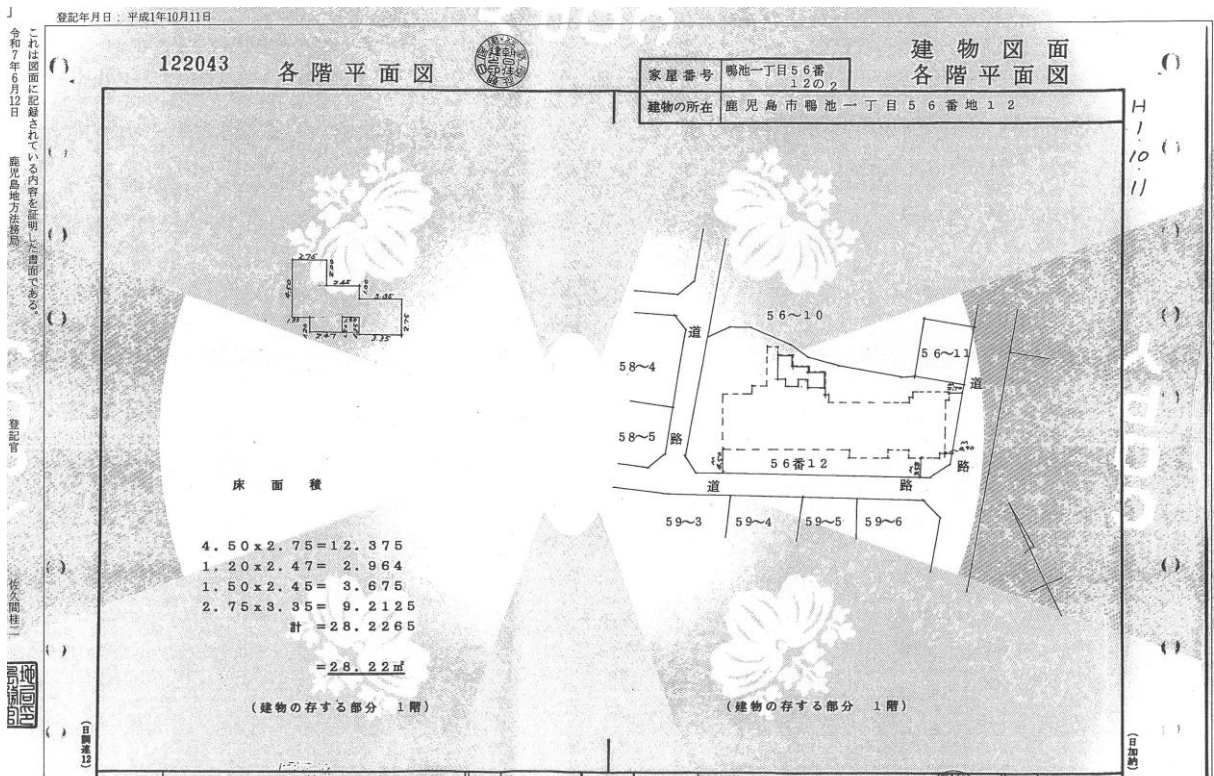
【建物図面 各階平面図】（規約共用部分）鴨池一丁目56番12の1（駐車場）



売却区分番号

4

【建物図面 各階平面図】（規約共用部分）鴨池一丁目56番12の2（浴室）



売却区分番号	5	見積価額	1, 284, 000円	消費税混在財産
		公売保証金	130, 000円	
財産の表示	[一棟の建物の表示]			
	所 在	鹿児島市城南町 7番地27		
	建物の名称	トーカングランドマンション第二南林寺シーサイド		
	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根13階建		
	[敷地権の目的である土地の表示]			
	土地の符号	1		
	所在及び地番	鹿児島市城南町7番27		
	地 目	宅地		
	地 積	1266.17㎡		
	[専有部分の建物の表示]			
家屋番号	城南町 7番27の139			
建物の名称	1011号			
種 類	居宅			
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建			
床 面 積	10階部分 40.81㎡			
[敷地権の表示]				
土地の符号	1			
敷地権の種類	所有権			
敷地権の割合	64万5827分の4522			
以上、登記簿による表示				
物件写真	 玄関から室内を撮影			



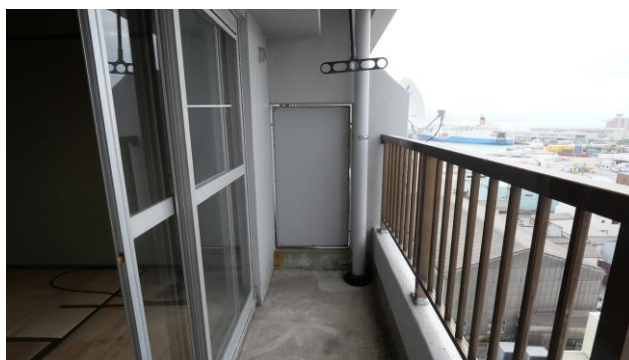
洋室



ダイニングキッチン



和室



ベランダ

※物件写真は、令和7年5月に撮影したものです。

売却区分番号	5	
公法上の規制	鹿児島都市計画区域、市街化区域、準工業地域、第一種特定建築物制限地区、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画区域（居住誘導区域）、屋外広告物規制地域（第2種制限地域）、準防火地域、指定建ぺい率60パーセント、指定容積率200パーセント	
接道状況	幅員約27メートルの県道に西向きに接面。	
地盤・地勢	間口約22メートル、奥行約58メートルの長方形の中間画地	
日照・通風	普通	
危険・嫌悪施設	なし	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	あり
	ガス配管	あり
使用状況等	1 対象物件は、昭和49年新築の10階部分で、居宅です。 2 対象物件は、令和7年7月現在、居宅その他として使用されていません。	
特記事項	1 対象物件は、管理組合（東カングランドマンション第2南林寺管理組合）が委託している株式会社長谷工コミュニティ九州が管理しており、令和7年7月時点で、管理費は月額5,760円、修繕金積立金は月額9,000円です。 2 未納管理費等621,600円（令和7年7月時点）は、買受人に承継されます。 3 空調用の壁穴が放置され、室内への風雨の吹込みがあります。 4 当該地は、甲突川水系洪水浸水想定区域（0.5メートル未満、0.5メートルから3.0メートル未満）です。	
住居表示等	鹿児島市城南町7番47ー1011号	
最寄駅等	JR鹿児島中央駅 約2.4キロメートル 城南小学校前バス停 約60メートル	
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
留意事項	公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。 1 公売財産については、必ず事前に現地を確認し、関係公簿等の調査を行うほか、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせる等の調査を行ってください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は、担保責任を負いません。 3 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。 4 マンションに関する事項（管理費等の納入等）については、管理組合と協議してください。 5 土壌汚染や石綿（アスベスト）などに関する専門的な調査は行っておりません。	

6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。
--

※「物件の概要」「使用状況等」は令和7年7月時点のもので、現況が変動している場合があります。

売却区分番号

5

【位置図（詳細）1/2500】



【位置図（詳細）1/5000】



※位置図は「かごしま i マップ」を複製したものです。

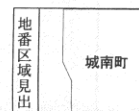
売却区分番号

5

【公図】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	鹿児島市城南町				地番	7番27			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和44年12月10日			備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

売却区分番号

5

【建物図面 各階平面図】

007676

家屋番号

城南町7番27の133

建 物 図 面
各 階 平 面 図

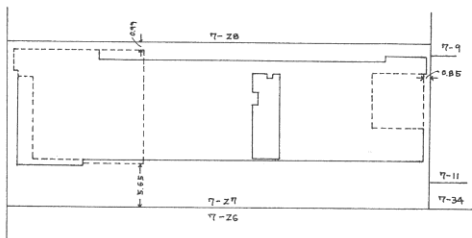
建物の所在

鹿児島市城南町7番27

560

各 階 平 面 図

建 物 図 面



床 面 積

$$\begin{aligned}
 11.72 \times 3.62 &= 42.4264 \\
 0.80 \times 1.52 &= 1.2160 \\
 0.75 \times 0.53 &= 0.3975 \\
 1.6135 \\
 42.4264 - 1.6135 &= 40.8129 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

建物の存する部分 / 0.70

(日本調査会)

縮 尺

1/200

1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

6 様式及び記入例

- (1) 委任状（様式第2）
- (2) 共同入札代表者の届出書（様式第3）
- (3) 共同入札代表者の届出書（様式第3）記入例
- (4) 入札書（様式第6）記入例
- (5) 陳述書（様式第7等）
- (6) 陳述書（様式第7等）記入例

委 任 状

年 月 日

鹿児島市長 様

委任者

住所又は所在

氏名又は商号（名称）

代表者職氏名

⑨

電話 () —

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

受任者

住所又は所在

氏名又は商号（名称）

代表者職氏名

電話 () —

委任事項

令和 7 年 1 0 月 2 9 日の不動産公売に関する次の事項

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還に係る受領の権限
- 4 上記 1 から 3 に附帯する一切の権限

(注) ア 委任者の印鑑（登録）証明書を添付してください。

イ 委任者の印は、印鑑（登録）証明書の印と同じものを押印してください。

ウ 委任者が法人の場合は、商号（名称）欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

エ 共同入札をする場合で代表者が入札する場合は、共同入札者全員からその代表者に対する委任状が必要です。また、共同入札をする場合で代理人が入札する場合は、代表者から代理人に対する委任状も必要です。

共同入札代表者の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

	住所又は所在	フリガナ	持分	印鑑	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名			
共同入札者			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()

令和7年10月29日の不動産公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表し入札手続等を行う者（入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書の宛名となる者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので届けます。

公売財産	令和7年8月29日	
	告示第	号
	売却区分番号	

共同入札代表者	住所又は所在	フリガナ
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名

(注意事項)

- この届出書は、入札を行う売却区分ごとに、それぞれ作成してください。
- 共同入札者欄には、共同入札者全員を記載してください。
共同入札者が8名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
- 共同入札代表者以外の共同入札者は、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書及び共同入札代表者に対する委任状を添付してください。
- 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず添付してください。

記入例

共同入札代表者の届出書

年 月 日

鹿児島市長 様

	住所又は所在	フリガナ	持分	印鑑	連絡先
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名			
共同入札者	鹿児島市山下町11番1号	ホンカン タロウ	2分の1		(099)
		本館 太郎			224-1111
	鹿児島市山下町10番30号	ベッカン ハナコ	2分の1		(099)
		別館 花子			216-1195
			分の		()
			分の		()
			分の		()
			分の		()
		分の		()	

※注意
下記注意事項を参照ください。

年 月 日の不動産公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表し入札手続等を行う者（入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書の宛名となる者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので届けます。

公売財産	令和7年8月29日 告示第 〇〇 号	
	売却区分番号	1

共同入札代表者	住所又は所在	フリガナ
		氏名又は商号(名称) 代表者職氏名
		ホンカン タロウ
	鹿児島市山下町11番1号	本館 太郎

(注意事項) 入札希望の売却区分番号等を記載してください。

共同入札者の中から、代表者になる方を決めてください。

1 この届出書は、入札を行う売却区分ごとに、それぞれ作成してください。

2 共同入札者欄には、共同入札者全員を記載してください。
共同入札者が8名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。

3 共同入札代表者以外の共同入札者は、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書及び共同入札代表者に対する委任状を添付してください。

4 共同入札者全員分の暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を必ず添付してください。

記入例

※入札書は公売保証金の納付確認後にお渡します。

様式第6

課長	係長	係
☐ 最高価 ☐ 次順位	決定日 年 月 日	

入 札 書

令和 年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

①入札者の住所（所在）、氏名（商号等）、フリガナ、連絡先を記載してください。

入札者	住所又は所在	鹿児島市山下町11番1号
	フリガナ	ホンカン タロウ
	氏名又は商号(名称) 代表者職氏名	本館 太郎
	連絡先	(0 9 9) 2 2 4 — 1 1 1 1
代理人	住所又は所在	
	フリガナ	
	氏名又は商号(名称) 代表者職氏名	
	連絡先	() —

令和〇年〇月〇日付け告示第〇〇号に基づいて、下記のとおり入札します。

売却区分番号	入 札 価 額							
		千万	百万	十万	万	千	百	十 円
1	¥	2	3	5	6	7	8	

②入札希望の番号を記入してください。

③入札価額の頭部には、「金」または「¥」を付けてください。

☐

買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望
(希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。)

(注意事項)

- 1 入札書は売却区分ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 暴力団員等に該当しない旨の陳述書等は入札に先立って必ず提出してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出のうえ、この入札書に入札書別紙(共同入札用)を添付してください。
- 6 入札価額は、アラビア数字で記載してください。また、入札価額の頭部には「金」または「¥」を付けてください。
- 7 書き損じた場合は、訂正をしないで、新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 8 架空の名義または他人の名義を使用しないでください。
- 9 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
また、同一人が同一の公売財産に対し2枚以上の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 10 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

＜入札時は、ここから下は、何も記載しないでください。＞

次順位による買い受けの申し込みを、

☐ する。 住所又は所在

☐ しない。 氏名又は商号(名称)

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(個人)本人用)			
鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年8月29日 告示第 号	売却区分番号	
陳 述	☐	私は、暴力団員ではありません。	
	☐	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒
		(フリガナ)	
		氏 名	
		性 別	☐ 男性 ☐ 女性
		生年月日	年 月 日

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(地方税法(昭和25年法律第226号)第334条、第335条、第376条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(個人)法定代理人用) 鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年8月29日 告示第 号	売却区分番号	
陳 述	☐	本人は、暴力団員ではありません。	
	☐	本人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒
		(フリガナ)	
		氏 名	
		性 別	☐ 男性 ☐ 女性
		生年月日	年 月 日
	代理人	氏 名	

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人で法定代理人(未成年者の親権者など)がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法定代理人全員の記名押印が必要です。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、代理権を証する文書を添付したうえで入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(地方税法(昭和25年法律第226号)第334条、第335条、第376条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(法人)代表者用) 鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年8月29日 告示第 号	売却区分番号	
陳 述	☐	当法人(その役員)は、暴力団員ではありません。	
	☐	当法人(その役員)は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代 表 者	法人の所在地	〒
		法人の名称(商号)	
		(フリガナ)	
		代表者職氏名	
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 法人の所在地、名称(商号)及び代表者職氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(地方税法(昭和25年法律第226号)第334条、第335条、第376条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項		
1 □代表者	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
2	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
3	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
4	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、性別及び生年月日などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項		
□個人	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
□法人	法人の所在地	〒
	法人の名称(商号)	
	役員	別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」の添付が必要です。法人の名称及び所在地は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 4 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合は、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 5 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項		
1 □代表者	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
2	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
3	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
4	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

記入例

※個人が入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。なお、委任状を持参の代理人が入札する場合は、代理人の陳述書の提出は不要です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(個人)本人用)			
鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年8月29日 告示第 〇〇 号	売却区分番号	1
陳 述	☐	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 ①告示番号を記入してください。	
	☐	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 ②入札希望の番号を記入してください。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで、この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人では ③陳述書の作成日を記入してください。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号 ④入札者の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別の□にチェックを入れてください。
		(フリガナ)	ホンカン タロウ
		氏 名	本館 太郎
		性 別	☒ 男性 ☐ 女性
		生年月日	昭和 4 8 年 1 2 月 2 3 日

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。
(地方税法(昭和25年法律第226号)第334条、第335条、第376条その他の規定による。)

記入例

※該当する□にチェックを入れてください。

※未成年などの法定代理人のいる個人が入札する場合は、法定代理人全員分（併記可）の本書面を記入のうえ提出してください。

陳述書 (買受申出人(個人)法定代理人用)			
鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年8月29日 告示第 〇〇 号	売却区分番号	1
陳述	☐	本人は、 ①告示番号を記入してください。 ②入札希望の番号を記入してください。	
	☐	本人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、 買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人では ③陳述書の作成日を記入してください。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住所	〒 892-8677 鹿児島市山下町10番30号
		(フリガナ)	ベッカン ハナコ
		氏名	別館 花子
		性別	☐ 男性 ☒ 女性
		生年月日	平成 15 年 2 月 11 日
	法定代理人	氏名	親権者 父 別館 一郎 親権者 母 別館 尚子 ⑤法定代理人の氏名、 入札者との関係性等を 記入してください。

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人で法定代理人（未成年者の親権者など）がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法定代理人全員の記名押印が必要です。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、代理権を証する文書を添付したうえで入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。（地方税法（昭和25年法律第226号）第334条、第335条、第376条その他の規定による。）

※該当する□にチェックを入れてください

記入例

※法人が入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。なお、委任状を持参の代理人が入札する場合は、代理人の陳述書の提出は不要です。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年8月29日 告示第 〇〇 号	売却区分番号	1
陳述	☐	当法人	①告示番号を記入してください。 はありません。
	☐	当法人(その役員)は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	②入札希望の番号を記入してください。
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人では	③陳述書の作成日を記入してください。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
		法人の名称(商号)	株式会社 不動産公売
		(フリガナ)	コウバイ フドウ
		代表者職氏名	代表取締役 公売 不動
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 法人の所在地、名称(商号)及び代表者職氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(地方税法(昭和25年法律第226号)第334条、第335条、第376条その他の規定による。)

記入例

※法人が入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。また、商業登記簿を添付してください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項		
1 □代表者	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
	(フリガナ)	コウバイ フドウ
	氏 名	公 売 不 動
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性
	生年月日	昭和 3 6 年 5 月 3 日
2	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
	(フリガナ)	ヒガシベッカシ ジロウ
	氏 名	東別館 次郎
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性
	生年月日	昭和 4 1 年 1 1 月 3 日
3	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
4	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日

①入札者である法人の代表者の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別及び代表者にチェックを入れてください。

②入札者である法人の役員全員の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別にチェックを入れてください。なお、役員が5人以上の場合は、本書面を複数枚使用してください。

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、性別及び生年月日などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

※該当する□にチェックを入れてください

記入例

※個人又は法人から資金の提供を受けて、その個人又は法人のために入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項		
□個人	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
	(フリガナ)	ヒガシベッカン ジロウ
	氏 名	東別館 次郎
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性
	生年月日	昭和 4 1 年 1 1 月 3 日
□法人	法人の所在地	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
	法人の名称(商号)	株式会社 不動産公売
	役員	別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」のとおり

①資金の提供元である個人の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別及び個人にチェックを入れてください。
なお、提供元が法人である場合は記入しないでください。

①資金の提供元である法人の所在地及び名称（商号）を記入のうえ、法人にチェックを入れてください。
なお、その提供元が個人の場合は記入しないでください。

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」の添付が必要です。法人の名称及び所在地は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 4 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合は、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 5 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。

記入例

※法人から資金の提供を受けて、その法人のために入札する場合は、本書面を記入のうえ提出してください。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項				
1 ☑代表者	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号	①当該法人の代表者の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別及び代表者にチェックを入れてください。	
	(フリガナ)	コウバイ フドウ		
	氏 名	公 売 不 動		
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性		
	生年月日	昭和 3 6 年 5 月 3 日		
2	住 所	〒 892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号	②当該法人の役員全員の住所、フリガナ、氏名、生年月日を記入のうえ、性別にチェックを入れてください。なお、役員が5人以上の場合は、本書面を複数枚使用してください。	
	(フリガナ)	ヒガシベッカシ ジロウ		
	氏 名	東 別 館 次 郎		
	性 別	☒ 男性 ☐ 女性		
	生年月日	昭和 4 1 年 1 1 月 3 日		
3	住 所			
	(フリガナ)			
	氏 名			
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性		
	生年月日	年 月 日		
4	住 所			
	(フリガナ)			
	氏 名			
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性		
	生年月日	年 月 日		

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

7 関係法令（一部抜粋）

●国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）

（買受人の制限）

第九十二条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産（第二十四条第三項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

第九十九条の二 公売財産（不動産に限る。以下この条、第百六条の二（調査の嘱託）及び第百八条第五項（公売実施の適正化のための措置）において「公売不動産」という。）の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を財務省令で定めるところにより陳述しなければ、入札等をすることができない。

- 一 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号（定義）に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号、第百六条の二及び第百八条第五項において「暴力団員等」という。）であること。
- 二 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

（調査の嘱託）

第百六条の二 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

（公売実施の適正化のための措置）

第百八条 税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、

又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

- 一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
 - 二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者
 - 三 偽りの名義で買受申込みをした者
 - 四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人
 - 五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
 - 六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
- 2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。
- 3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第六項（公売保証金）の規定は、適用しない。
- 4 税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。
- 5 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。
- 一 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）
 - 二 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）

（不動産等の売却決定）

第百十三条 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日（不動産を換価に付するときは、第百六条の二（調査の囑託）（第百九条第四項（随意契約による売却））において準用する場合を含む。）の規定による調査に通常要する日数を勘案して財務省令で定める日。以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

- 2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税務署長は、当該各号に定める日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。
- 一 税務署長が第百八条第二項又は第五項（公売実施の適正化のための措置）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをした場合 当該最高価申込者に係る売却決定期日
 - 二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをした場合 当該入札に係る売却決定期日
 - 三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをした場合 当該取消し

をした日

四 税務署長が第百十五条第四項（買受代金の納付の期限等）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをした場合 当該取消しをした日

（買受申込み等の取消し）

第百十四条 換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第百五条第一項ただし書（不服申立てがあつた場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

第百八十九条 第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

●消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（非課税）

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二の二に掲げるものには、消費税を課さない。